

お お む た し み ん じ ん け ん も ん だ い い し き ち ょ う さ き ょ う り よ く ね が  
「大牟田市民人権問題意識調査」ご協力のお願い

し み ん み な さ ま ひ ひ ろ ろ か ら し せ い か ん り か い き ょ う り よ く  
市民の皆様には、日ごろから市政に関してのご理解とご協力をいただき、  
こ こ ろ れ い も う あ  
心からお礼を申し上げます。

ほ ん し く に け ん じ ん け ん そ ん ち ょ う し ゃ か い め ざ か く し ゅ  
さて、本市では、国や県とともに、人権が尊重される社会を目指して各種  
け い は つ じ ゃ ょ う す す  
啓発事業を進めているところです。

た び こ ん ご じ ん け ん も ん だ い か ん じ ん け ん き ょ う い く け い は つ じ ゃ ょ う す い し ん  
この度、今後の人権問題に関する人権教育・啓発事業をさらに推進してい  
く た め お お む た し み ん じ ん け ん も ん だ い い し き ち ょ う さ じ し し  
くため、「大牟田市民人権問題意識調査」を実施いたします。

こ ん か い ち ょ う さ し な い す ま さ い い じ ょ う か た な か に ん  
今回の調査では、市内にお住いの18歳以上の方の中から2,000人を  
む さ く い ち ょ う し ゅ つ ね ん が つ に ち き じ ゅ ん ひ と り え ら  
無作為抽出（2023年7月1日基準）し、その一人として、あなたを選ば  
せ て い た だ き ま し た 。

か い とう な い ち ょ う とう け い て き し ょ り し ょ う  
ご回答いただいた内容は、統計的に処理したうえで使用させていただきます  
の で かい とう こ じ ん と く て い ち ょ う さ も く て き い が い  
ので、回答していただいた個人が特定されることはなく、また、調査の目的以外  
に は し ょ う  
には使用することはありません。

い そ が な か た い へ ん お そ い ち ょ う さ も く て き り か い き ょ う り よ く  
お忙しい中、大変恐れ入りますが、調査の目的をご理解いただき、ご協  
く だ さ い ま す よ う お 願 い い た し ま す 。

れ い わ ね ん が つ  
令和5年8月

お お む た し  
大牟田市

## きにゆうじょう ねが 【記入上のお願い】

◎この調査は、封筒の宛名の方が対象者です。対象者ご本人がご記入ください。宛名ご本人の記入が困難な場合は、ご本人の意思を代理の方がご記入ください。

◎回答の記入は、鉛筆またはボールペンでお願いします。

◎回答は、あてはまる項目の番号を○で囲んでください。

◎回答数については、「1つ」や「該当するすべて」などの指示に従ってお答えください。

◎調査票・返信用封筒には、住所・氏名を記入していただく必要はありません。

◎ご記入いただいた調査票は、**8月28日(月)まで**に同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

◎本調査は、インターネットを利用して回答することができます。インターネットで回答した方は、調査票を返信していただく必要はございません。下のURLもしくは、右のQRコードを読み取り、専用ホームページにアクセスして回答してください。



【URL】 <https://logoform.jp/form/Cu6n/310124>

※ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

おおむたししみんきょうどうぶじんけん どうわ だんじょきょうどうさんかくか  
大牟田市市民協働部人権・同和・男女共同参画課

TEL : 0944-41-2611

FAX : 0944-41-2869

おおむたし  
大牟田市民人権問題意識調査票

I あなた自身じしんのことについておたずねします

がいたう  
\* 該当するもの1つに○をつけてください。

ア 性別せいべつを差さし支つかえない範囲はんいで教おしえてください。

- 1 男性だんせい                      2 女性じょせい                      3 その他た

イ 年齢ねんれいを教おしえてください。(2023 (令和5年) 7月1日現在れいわ ねん がつ にちげんざい)

- 1 18～29歳さい    5 60～69歳さい  
2 30～39歳さい    6 70～79歳さい  
3 40～49歳さい    7 80歳以上さいいじょう  
4 50～59歳さい

ウ 職業しよくぎょうを教おしえてください。

- 1 国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業くに ちほうこうむいんおよ しがく ふく きょういく ほいくかんけい しよくぎょう  
2 医療関係、福祉関係、マスメディア関係の職業いりょうかんけい ふくしかんけい かんけい しよくぎょう  
3 自営業、農業、漁業じえいぎょう のうぎょう ぎよぎょう  
4 学生がくせい  
5 上記以外の会社員や団体職員 (パートや派遣を含む)じょうきいがい かいしゃいん だんたいしよくいん ぱーとや ぱんせん ふく  
6 無職むしよく

## II じんけんもんだいぜんぱん 人権問題全般についておたずねします

とい じんけんもんだい ていどかんしん  
問 1 人権問題にどの程度関心がありますか。(1つに○)

- 1 ひじょう かんしん 非常に関心がある
- 2 すこ かんしん 少し関心がある
- 3 かんしん あまり関心がない
- 4 ほとんど・まったく かんしん 関心がない

とい げんざい にほんしゃかい じんけんもんだい じんけんもんだい かんしん  
問 2 現在の日本社会にはさまざまな人権問題がありますが、どのような人権問題に関心がありますか。(該当するすべてに○)

- 1 ぶらくさべつ かん もんだい どうわもんだい 部落差別に関する問題 (同和問題)
- 2 じょせい かん もんだい 女性に関する問題
- 3 こ かん もんだい 子どもに関する問題
- 4 こうれいしゃ かん もんだい 高齢者に関する問題
- 5 しょう しゃ かん もんだい 障がい者に関する問題
- 6 にほん す がいこくじん がいこく ひと かん もんだい 日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人に関する問題
- 7 しんがた かん せんしょう じんけんしんがい かん もんだい 新型コロナウイルス感染症による人権侵害に関する問題
- 8 びょうかんじゃ もとかんじゃ かぞくとう かん もんだい ハンセン病患者・元患者や家族等に関する問題
- 9 はんざいひがいしゃとう かん もんだい 犯罪被害者等に関する問題
- 10 とう じんけんしんがい かん もんだい インターネット等による人権侵害に関する問題
- 11 けい お しゅつじょ ひと かん もんだい 刑を終えて出所した人に関する問題
- 12 せいできしょうすうしゃ かん もんだい 性的少数者※に関する問題
- 13 きたちょうせんとうきよく ら ち ひがいしやおよ かぞく かん もんだい 北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族に関する問題
- 14 かんせんしゃ かんじゃ かん もんだい HIV感染者・エイズ患者に関する問題
- 15 ひとびと かん もんだい アイヌの人々に関する問題
- 16 かん もんだい ホームレスに関する問題
- 17 じんしんとりひき かん もんだい 人身取引 (トラフィッキング) ※に関する問題
- 18 げんぼつじ こ ほうしゃせん ひ ふうひょうひがい かん もんだい 原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題
- 19 た その他
- 20 とくにない

※性的少数者 … この調査では、性的指向や性自認等に関するのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを表すため、「性的少数者」という用語を使用しています。

※人身取引（トラフィッキング）… 臓器提供のために子どもを拉致したり、強制労働や性的搾取のために暴力や脅迫等の手段を用いて人を移送したりする行為。

問3 現在の日本社会において、人権が尊重されていると思いますか。（1つに○）

- 1 尊重されていると思う
- 2 どちらかといえば尊重されていると思う
- 3 どちらかといえば尊重されていないと思う
- 4 尊重されていないと思う

問4 これまでに人権を侵害されたことがありますか。あったとしたら、それはどんなことでしたか。（該当するすべてに○）

- 1 あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害
- 2 公的機関や企業などによる不当な扱い
- 3 地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ
- 4 信条・性別・社会的身分などのちがいによる不平等や不利益な扱いなどの差別待遇
- 5 インターネットによるプライバシーの侵害
- 6 インターネット以外でのプライバシーの侵害
- 7 保護者からの虐待（児童虐待）
- 8 養護者等からの虐待（高齢者虐待、障がい者虐待）
- 9 性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）
- 10 パートナーや恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
- 11 特定の人にしつこくつきまとわれること（ストーカー）
- 12 職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）
- 13 性的少数者ということで不利益を生じた
- 14 出身国が違うということで不利益を生じた
- 15 その他
- 16 人権を侵害されたことはない

とい  
問5 人権を侵害された時、どう対処しましたか。また、今までに人権を侵害されたことはな  
いが、もし、人権を侵害されたとしたら、どう対処しますか。(該当するすべてに○)

- 1 家族や親類に相談した (する)
- 2 友人や先輩に相談した (する)
- 3 自治会の役員や民生委員に相談した (する)
- 4 人権擁護委員や法務局に相談した (する)
- 5 県や市町村など行政に相談した (する)
- 6 弁護士に相談した (する)
- 7 警察に相談した (する)
- 8 NPOなどの民間団体に相談した (する)
- 9 職場の相談窓口で相談した (する)
- 10 相手に直接抗議した (する)
- 11 その他
- 12 とくに何もなかった (しない)

とい  
問6 次の風習や習慣のうち、疑問に思うものはどれですか。(該当するすべてに○)

- 1 「大安」の日を選んで結婚式をあげる
- 2 「友引」の日に葬式をしない
- 3 「ひのえうま」生まれの女性との結婚をいやがる
- 4 血液型によって性格・運勢・相性をいう
- 5 疑問に思うものはない

問7 人権に関するいろいろな法律について、どの程度知っていますか。(それぞれ該当するもの1つに○)

	ないよう 内容をよく 知っている	ないよう すこ 内容を少し 知っている	ことば し 言葉は知っているが ないよう し 内容は知らない	し 知らない
しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん 解消の推進に関する法律 しょうがいしゃさべつかいしょうほう (障害者差別解消法)	1	2	3	4
ほんぽうがいしゅつしんしゃ 本邦外出身者に対する ふとう さべつてきげんどう かいしょう 不当な差別的言動の解消 む とりくみ すいしん かん に向けた取組の推進に関 する法律 ほうりつ (ヘイトスピーチ解消法)	1	2	3	4
ぶらくさべつ かいしょう すいしん 部落差別の解消の推進に かん ほうりつ 関する法律 ぶらくさべつかいしょうすいしんほう (部落差別解消推進法)	1	2	3	4
きほんほう 子ども基本法	1	2	3	4
こうれいしゃ ぎゃくたい ぼう し 高齢者の虐待防止、 こうれいしゃ ようごしゃ たい 高齢者の養護者に対する しえんとう かん ほうりつ 支援等に関する法律 こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう (高齢者虐待防止法)	1	2	3	4

### Ⅲ どうわもんだい ぶらくさべつ 同和問題 (部落差別) についておたずねします

問8 どうわもんだい ぶらくさべつ どうわちく ひさべつぶらく しゅっしん 同和問題 (部落差別) といわれる、同和地区 (被差別部落) 出身であるというだけで、不当に差別され、社会的な不利益を受けている人々の人権問題があるということをはじめて知ったのは、いつ頃ですか。(1つに○)

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1 6歳未満 (就学前)         | 5 18歳以上   |
| 2 6歳～12歳未満 (小学校のころ)  | 6 おぼえていない |
| 3 12歳～15歳未満 (中学校のころ) | 7 よく知らない  |
| 4 15歳～18歳未満          |           |

問9 どうわもんだい ぶらくさべつ 同和問題 (部落差別) についてはじめて知ったのは、何によってですか。(1つに○)

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 父母・祖父母などの家族から  | 9 同和問題についての集会や研修会で |
| 2 家族以外の親類から      | 10 テレビ、ラジオ、新聞、本などで |
| 3 近所の人から         | 11 県や市の広報紙や冊子などで   |
| 4 職場の人から         | 12 インターネットで        |
| 5 学校の授業で         | 13 まわりの雰囲気、ひとりでに   |
| 6 学校の先生から (個人的に) | 14 その他             |
| 7 友達から           | 15 おぼえていない         |
| 8 同和地区の出身者から     |                    |

問10 どうわもんだい ぶらくさべつ かん 同和問題 (部落差別) に関する次のことがらについて、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 結婚問題で周囲が反対すること
- 2 就職の際又は職場において不利な扱いを受けること
- 3 差別的言動を受けること
- 4 差別的な貼り紙や落書きをすること
- 5 身元調査をすること
- 6 インターネットに差別的な情報を掲載すること
- 7 家や土地を購入したり、マンションを建設する際に、同和地区かどうかを調べること
- 8 その他
- 9 わからない

とい 問11 どうわもんだい ぶらくさべつ かいしょう む かんが もっと ちか つぎ  
同和問題（部落差別）の解消に向けたあなたの考えとして最も近いものは、次のど  
れですか（1つに○）

- 1 どうわ ちく ひと もんだい じぶん かんけい おも  
同和地区の人の問題だから、自分とは関係ないと思うので、なにもしない
- 2 じぶん かんけい おも じぶん さべつ  
自分とは関係がないと思うが、自分は差別しないようにしたい
- 3 じぶん かんけい おも じぶん じぶん さべつ  
自分とも関係があると思うが、自分ではどうしようもないので、自分が差別しないようにしたい
- 4 じぶん かんけい おも じぶん さべつ どりよく  
自分とも関係があると思うので、自分も差別をなくす努力をしたい
- 5 わからない

とい 問12 どうわもんだい ぶらくさべつ かいしょう かんが がいとう  
同和問題（部落差別）を解消するには、どうしたらよいと考えますか。（該当するす  
べてに○）

- 1 インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする
- 2 どうわ ちく せいかつかんきょう かいぜん せいび  
同和地区の生活環境を改善・整備する
- 3 どうわ ちく ひとびと しごと ほしょう きょういくすいじゅん たか せいかつ こうじょう  
同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかる
- 4 どうわ ちく ひとびと じしん さべつ かいしょう む どりよく  
同和地区の人々自身が、差別の解消に向けて努力する
- 5 しみんひとり たが こうりゅう  
市民一人ひとりが互いに交流する
- 6 がっこうきょういく しゃかいきょういく つう さべつ じんけん たいせつ きょういくかつどう けいはつかつどう  
学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動  
を積極的に行う
- 7 さべつ さべつ えいりもくてき つか もの ほうりつ しょぼつ  
差別をしたり、差別を営利目的などに使ったりする者を、法律で処罰する
- 8 どうわ ちく ひとびと す  
同和地区の人々が、かたまって住まないようにする
- 9 どうわ ちく さべつ くち だ しぜん  
同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる
- 10 た  
その他
- 11 わからない

## IV さまざまな人権問題についておたずねします

問13 女性の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 男女の固定的役割分担意識や行動（「男は仕事、女は家事・育児」など）
- 2 職場における差別待遇（採用・昇格・仕事内容・賃金など）
- 3 政治分野における女性の参画状況
- 4 女性の社会進出のための支援制度
- 5 職場や学校における性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）
- 6 妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること（マタニティハラスメント）
- 7 パートナーや恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
- 8 女性への性暴力
- 9 特定の人にしつこくつきまとわれること（ストーカー）
- 10 売春・買春・援助交際
- 11 アダルトビデオ・ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化など
- 12 電車内などの公共の場における性情報のはんらん
- 13 その他
- 14 わからない

とい 問14 こ じんけん そんちよう おも がいとう  
 子どもの人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 おや こ ぎやくたい しんたいてき しんりてき せいてき くわ こそだ ほうき か ど ほうにん  
 親が子どもに虐待(身体的、心理的、性的)を加えたり、子育てを放棄する(過度の放任や無視を含む)
- 2 がっこう しゅうしょくさき せんたく おや こ じぶん かんが きょうせい こ いけん むし  
 学校や就職先の選択などで、親が子どもに自分の考えを強制し、子どもの意見を無視する
- 3 こ どうし ぼうりよく なかま むし  
 子ども同士で暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたり、させたりする
- 4 まわ ひと ひと ひと み み  
 周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 5 きょうし じどう せいと たいぼつ  
 教師やスポーツ等の指導者による児童・生徒への体罰
- 6 ビデオ・インターネット・スマートフォンなど、子どもを取り巻く性情報のはんらん
- 7 じどうかいしゅん じどう たいしやう  
 児童買春、児童ポルノの対象となること
- 8 がっこう どうげこうじ ふしんしゃ こ きがい  
 学校や登下校時の不審者による子どもへの危害
- 9 かてい けいざいじょうきょう りゆう こ せいかつ しんがく しゅうしょくとう ししやう  
 家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に支障があること(子どもの貧困)
- 10 ほんらい おとな にな かじ かぞく せわ にちじょうてき おこな せいかつ  
 本来、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、生活や進学、就職等に支障があること(ヤングケアラー)
- 11 こ いけん そんちよう しゃかいしき ふじゅうぶん  
 子どもの意見を尊重する社会意識が不十分なこと
- 12 た  
 その他
- 13 わからない

とい 問15 こうれいしゃ じんけん そんちよう おも がいとう  
 高齢者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 はたら 働きたくても働く機会が少ないこと
- 2 びやういん ふくししせつとう じゅうぶん  
 病院や福祉施設等のサービスが十分でないこと
- 3 かいご ひつよう こうれいしゃ かいごたいせい かいごかんきやう じゅうぶん ろうろうかいご かいご  
 介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分でないこと(老々介護や介護の過度な負担による虐待等の問題が生じているなど)
- 4 どうろ だんさ みせっち こうれいしゃ りよう ししやう  
 道路の段差やエレベーターの未設置など、高齢者の利用に支障があること(バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと)
- 5 インターネットやスマートフォンなどが自由に使えないため、生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者などに十分に伝わりにくいこと
- 6 たんしんこうれいしゃ ちんたい じゅうたく にゆうきよ きよひ  
 単身高齢者などが賃貸の住宅(アパートなど)への入居を拒否されること
- 7 こうれいしゃ あくしつしょうほう ふ こ さぎ  
 高齢者をねらった悪質商法や振り込め詐欺にあうこと
- 8 かぞく こうれいしゃ せわ き ものあつか かる わり むし ぎやくたい  
 家族が高齢者の世話を避けたり、じゃま者扱いし、軽んじたり無視したり虐待すること
- 9 びやういん ふくししせつとう ふとう あつか ぎやくたい う  
 病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 10 た  
 その他
- 11 わからない

問16 障がい者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。  
(該当するすべてに○)

- 1 人々の障がい者に対する理解が十分でないこと
- 2 障がいを理由に、意見や行動が尊重されないこと(結婚、就職に際しての周囲の反対など)
- 3 働ける場所や機会が少ないこと(職場の受入体制が不十分なこと)
- 4 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 5 道路の段差やエレベーターの未設置など、障がい者の利用に支障があること(バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと)
- 6 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 7 スポーツ・文化活動や地域活動への参加が容易にできないこと
- 8 学校の受入体制が不十分なこと
- 9 災害などの際、情報や移動、手段、場所などの避難体制が十分でないこと
- 10 家族が障がい者の世話を避けたり、じゃま者扱いし、軽んじたり無視したり虐待すること
- 11 病院や福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 12 その他
- 13 わからない

問17 日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 2 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 3 結婚問題で周囲から反対を受けること
- 4 店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 5 習慣等が異なるため地域社会で受け入れられにくいこと
- 6 病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり、医療通訳が不十分なため、サービスが受けにくかったりすること
- 7 年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること
- 8 特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)
- 9 その他
- 10 わからない

問18 インターネットに関する<sup>かん</sup>ことで、人権<sup>じんけん</sup>がとくに尊重<sup>そんちょう</sup>されていないと思<sup>おも</sup>うのは、どのよ  
うな<sup>がいたう</sup>ことですか。(該当するすべてに○)

- 1 他人<sup>たにん</sup>を誹謗<sup>ひぼう</sup>・中傷<sup>ちゅうしょう</sup>する表現<sup>ひょうげん</sup>を掲載<sup>けいさい</sup>されること
- 2 差別<sup>さべつ</sup>を助長<sup>じょちょう</sup>する表現<sup>ひょうげん</sup>や内容<sup>ないよう</sup>を掲載<sup>けいさい</sup>していること
- 3 同和地区<sup>どうわちく</sup>の地名<sup>ちめい</sup>や動画<sup>どうが</sup>などを掲載<sup>けいさい</sup>していること
- 4 SNS<sup>とう</sup>等で悪質<sup>あくしつ</sup>・不快<sup>ふかい</sup>な書き込み<sup>かこ</sup>をされること
- 5 出会い系<sup>であいけい</sup>サイトなど犯罪<sup>はんざい</sup>を誘発<sup>ゆうはつ</sup>する場<sup>ば</sup>となっていること
- 6 捜査<sup>そうさ</sup>の対<sup>たい</sup>象<sup>しょう</sup>となっている未成年者<sup>みせいねんしゃ</sup>の実名<sup>じつめい</sup>や顔写真<sup>かおじゃしん</sup>を掲載<sup>けいさい</sup>していること
- 7 わいせつな画像<sup>がぞう</sup>や残酷<sup>ざんぎやく</sup>な画像<sup>がぞう</sup>を掲載<sup>けいさい</sup>していること
- 8 個人情報<sup>こじんじょうほう</sup>の流<sup>りゅう</sup>出<sup>しゅつ</sup>などの問題<sup>もんだい</sup>が多<sup>おほ</sup>く発生<sup>はっせい</sup>していること
- 9 悪質<sup>あくしつ</sup>商法<sup>しょうぼう</sup>の取引<sup>とりひき</sup>の場<sup>ば</sup>となっていること
- 10 誹謗<sup>ひぼう</sup>・中傷<sup>ちゅうしょう</sup>や差別<sup>さべつ</sup>表現<sup>ひょうげん</sup>などがすぐ<sup>さくじよ</sup>に削除<sup>さくじよ</sup>できない、またはされないこと
- 11 その他<sup>た</sup>
- 12 わからない

問19 インターネットを使<sup>つか</sup>った人権侵害<sup>じんけんしんがいはい</sup>を防<sup>ふせ</sup>ぐためには、どのようなこと<sup>ひつよう</sup>が必要<sup>おも</sup>だと思<sup>おも</sup>いま  
すか。(該当するすべてに○)

- 1 インターネットのプロバイダー<sup>じょうほうかんりしゃ</sup>や情報管理者<sup>じょうほうかんりしゃ</sup>が、当該情報等<sup>とうがいじょうほうとう</sup>の停止<sup>ていし</sup>・削除<sup>さくじよ</sup>を自主<sup>じしゆてき</sup>的<sup>おこな</sup>に行<sup>おこな</sup>う
- 2 不適切<sup>ふてきせつ</sup>な情報<sup>じょうほう</sup>発信者<sup>はっしんしゃ</sup>に対する監視<sup>かんし</sup>・取締<sup>とりしま</sup>りを強化<sup>きょうか</sup>し、プロバイダー<sup>けいじばんとう</sup>や掲示板等<sup>けいじばんとう</sup>の  
管理者<sup>かんりしゃ</sup>に対して、情報<sup>じょうほう</sup>の停止<sup>ていし</sup>、削除<sup>さくじよ</sup>を求め<sup>もと</sup>る
- 3 家庭<sup>かてい</sup>において、インターネット<sup>りよう</sup>を利用<sup>さい</sup>する際<sup>さい</sup>のルール<sup>はな</sup>について話し合<sup>あ</sup>う
- 4 有害<sup>ゆうがい</sup>なホームページ<sup>えつらん</sup>を閲覧<sup>えつらん</sup>することを防止<sup>ぼうし</sup>するソフト<sup>りよう</sup>またはサービス<sup>りよう</sup>を利用<sup>りよう</sup>する
- 5 情報<sup>じょうほう</sup>の収集<sup>しゅうじゅう</sup>・発信<sup>はっしん</sup>における個人<sup>こじん</sup>の責任<sup>せきにん</sup>や情報モラル<sup>じょうほう</sup>に関して、市民<sup>しみん</sup>の意識<sup>いしき</sup>の高揚<sup>こうよう</sup>に努<sup>つと</sup>める
- 6 学校教育<sup>がっこうきょういく</sup>の中で、情報モラル<sup>な</sup>についての教育<sup>じょうほう</sup>を充<sup>きょういく</sup>実<sup>じゅうじつ</sup>する
- 7 被害<sup>ひがい</sup>を受けた人<sup>う</sup>のための相談<sup>ひと</sup>・救済<sup>そうだん</sup>体制<sup>きゅうさいたいせい</sup>を充<sup>じゅうじつ</sup>実<sup>じゅうじつ</sup>する
- 8 実名登録<sup>じつめいどうろく</sup>を義務<sup>ぎむ</sup>づけるなど、情報<sup>じょうほう</sup>の発信者<sup>はっしんしゃ</sup>に対する制限<sup>たい</sup>を設<sup>せいげん</sup>ける
- 9 加害者<sup>かがいしゃ</sup>に対する罰則<sup>たい</sup>規定<sup>ぼつそくきてい</sup>を設<sup>もう</sup>けるなど、法令<sup>ほうれいとう</sup>等<sup>きせい</sup>により規制<sup>きせい</sup>する
- 10 その他<sup>た</sup>
- 11 とくにない

問20 ハンセン病患者・元患者や家族等の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと
- 2 ハンセン病※療養所以外で自立した生活を営むのが困難であること
- 3 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 4 差別的言動を受けること
- 5 ホテル等で宿泊を拒否されること
- 6 その他
- 7 わからない

※ハンセン病 … らい菌に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありません。万が一発病しても、適切な治療を行えば、後遺症を残すことなく、治るようになっています。

問21 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(該当するすべてに○)

- 1 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと
- 2 被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
- 3 未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができないこと
- 4 被害者及びその家族に対し差別的な言動をすること
- 5 被害者及びその家族を興味本位で見ていること
- 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
- 7 その他
- 8 わからない

問22 刑を終えて出所した人の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 3 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 4 結婚問題で周囲が反対すること
- 5 SNS等での悪質な書き込みや嫌がらせをされること
- 6 復学・進学を希望する人が不利な扱いを受けること
- 7 その他
- 8 わからない

問23 犯罪被害者やその家族の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと
- 2 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 3 刑事裁判手続において必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 4 事件に関して周囲にうわさ話をされること
- 5 被害者やその家族を支援する方策が十分に周知されていないこと
- 6 マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなること
- 7 SNS等で悪質・不快な書き込みをされること
- 8 その他
- 9 わからない

とい 問24 性的少数者の人権がとくに尊重されていないと思うのは、どのようなことですか。  
(該当するすべてに○)

- 1 職場や学校でからかいや嫌がらせをされること
- 2 偏見による差別的言動を受けること
- 3 就職や職場で不利な扱いを受けること
- 4 アパートなどの住居への入居が困難なこと
- 5 店舗等の入店や施設利用を拒否されること
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 7 性的少数者に対する理解が足りないこと
- 8 同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること
- 9 その他
- 10 わからない

とい 問25 新型コロナウイルス感染症に関するについて、人権がとくに尊重されていない  
と思うのは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 感染したことを理由に解雇されること
- 2 回復しているのに出社を拒否されること
- 3 非正規労働者やひとり親世帯が解雇や雇い止めにあい、生活に困窮すること
- 4 医療従事者やその家族が、差別的な発言や行為を受けること
- 5 感染者が発生した施設の関係者に対して来店を拒否すること
- 6 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難すること
- 7 感染拡大で在宅時間が増え、児童虐待やDVを受けること
- 8 ワクチンの接種を強制したり、接種しないことを理由に不利益な取扱いをすること
- 9 感染後の後遺症の症状を理解してもらえない
- 10 その他
- 11 わからない

問26 明治のころ、石炭産業の発展に伴い、与論島をはじめとする奄美群島の人々が  
 大牟田市に移住してこられ、これらの産業に従事されました。しかし、ことば（方言）や  
 文化などの違いから人々に対する偏見も生まれました。現在の状況として、あなたの  
 考えに最も近いと思われるものは、次のどれですか。（1つに○）

- 1 偏見が残っていると思う
- 2 偏見はもうなくなっていると思う
- 3 偏見が残っているかどうか、わからない
- 4 偏見があったことを知らない

## V 人権啓発等についておたずねします

問27 ここ5年間で職場で行われる人権問題の研修に、参加したことがありますか。（1つ  
 に○）

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1 3度以上参加した     | 5 おぼえていない |
| 2 1度か2度参加した    | 6 勤めていない  |
| 3 参加したことがない    | 7 その他     |
| 4 研修が行われたことがない |           |

問28 ここ5年間で市民や校区の住民を対象に行われている、同和問題をはじめとする  
 人権問題についての人権フェスティバル、講演会、研修会、懇談会などに参加したこ  
 がありますか。（1つに○）

- |          |           |             |
|----------|-----------|-------------|
| 1 3度以上ある | 2 1度か2度ある | 3 参加したことがない |
|----------|-----------|-------------|

とい 問29 じんけんもんだい かいけつ 人権問題の解決のために、こんご ぎょうせいしさく 今後の行政施策としてとくにじゅうよう重要であると思おもうことは、どのようなことですか。(該当するすべてに○)

- 1 じんけんきょういく けいはつ じゅうじつ 人権教育や啓発の充実
- 2 ふくし きょういく ぎょうせいかんけいしゃとう たい けんしゅう てつてい 福祉や教育・行政関係者等に対する研修の徹底
- 3 きぎょう じぎょうしゃ たい けいはつ じゅうじつ 企業や事業者に対する啓発の充実
- 4 じんけんもんだい かん そうだんまどぐち じゅうじつ かいせつ 人権問題に関する相談窓口の充実や開設
- 5 こじん じんけんもんだい たいおう あら せいど しゃかい せいび 個人の人権問題に対応する新たな制度や社会インフラの整備
- 6 じんけんしんがい たい きせい と し きょうか 人権侵害に対する規制や取り締まりの強化
- 7 じんけんしんがい う ひと たい きゅうさいしゅだん かくりつ 人権侵害を受けた人に対する救済手段の確立
- 8 すいしん バリアフリーのまちづくりの推進
- 9 た その他
- 10 とくにない

とい 問30 じんけんもんだい かん ちしき じょうほう え うえ やく た おも 人権問題に関する知識や情報を得る上で、役に立たっていると思おもうものはどれですか。(該当するすべてに○)

- 1 ぎょうせい こうほうし 行政の広報誌やホームページ
- 2 じゅうみんたいしゅう こうえんかい じんけん どう 住民対象の講演会やイベント（人権フェスティバル等）
- 3 しょくば とお けんしゅうかい 職場を通しての研修会
- 4 がっこう ほうくしょ えん ようちえんとう じんけんきょういく 学校や保育所（園）、幼稚園等での人権教育
- 5 ほうどう マスコミの報道
- 6 インターネット
- 7 た その他のメディア
- 8 ちじん かぞくとう かいわ 知人や家族等との会話
- 9 た その他
- 10 とくにない

とい  
問31 じんけんもんだいぜんぱん 人権問題全般について、いけんとう ご意見等がありましたらお書きください。か

.....

.....

.....

.....

.....

きょうりょく ご協力ありがとうございました。